

令和3年1月19日

担当教員 各位

生物資源産業学部長  
大学院創成科学研究科生物資源学専攻長  
長 宗 秀 明

### 令和2年度後期の授業運営と新型コロナ感染予防対策について

全国的に若者の感染者が増加しており、本学でも感染者が発生いたしましたので、「令和2年度の授業の実施等について」の通知が令和3年1月18日付けで更新されました。

また、大学入学共通テストの第2日程の実施が決定していますので1月31日まで常三島地区はBCPレベルは3Aとなることが決定いたしましたので、本学部・専攻の授業は、原則、遠隔授業のみとし、学部長が承認した実習又は学位取得のための研究のみ実施してください。2月1日以降の常三島のBCPレベルは改めて通知致します。

※赤字は前回からの変更部分（今回は変更ありません。）

### 記

## 1. 令和2年度後期の授業実施方法について

### (1) 遠隔授業実施について

「BCPレベル0」となるまでの間の授業は、教室の確保が難しいため、原則、遠隔授業等※の実施のみとします。

遠隔授業を行うことによる履修者への具体的な実施方法の周知（URL等の通知）は、担当教員が責任を持って行ってください。自宅等からの遠隔授業を実施する場合の学生の連絡方法として、教務WEBシステムの学外利用機能を活用してください。

ただし、遠隔授業を実施する場合においても、manaba等を用い出欠を取る、レポートを課す等、必ず双方向性を組み込むようお願いいたします。

また、遠隔講義の出欠につきましては、教務システム（トップページ>履修・成績>出欠記録）からの登録をお願いします。出欠記録は、奨学金の認定等大変重要な記録となっておりますのでご注意ください。

※「遠隔授業等」とは、WEB環境を活用したTeams、Zoom、ライブ配信システム、manaba等による教材配付、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指します。

Teamsは、徳島大学がライセンスを保有しているため、無料で利用できます。

## **(2) 対面授業について**

学部長等が承認した対面授業又は学位取得のための研究等（卒業・進級要件に関するもの又は学位取得のための研究等で延期不可能なものに限る）は例外的に対面で行うことができます。

対面授業等を行う場合は、「新型コロナウイルスの感染防止に関する授業実施ガイドライン（教職員）」に基づき徹底した感染防止対策を行って実施してください。

## **(3) 非常勤講師への連絡について**

非常勤講師の授業日の変更や授業形態の変更（遠隔授業を実施する等）は、授業担当教員が必ず非常勤講師及び学務係へご連絡願います。

非常勤講師が遠隔講義ツール「Teams」を利用する場合は、非常勤講師のCアカウントメールのパスワード変更※、「Teams」マニュアル送付、成績入力※※等は授業担当教員が責任を持って遠隔授業の対応を補助してください。

※Cアカウントメールのパスワード変更は学外からは行えないため。

※※成績入力を学外から行いたい場合は、学務係へ申し出てください。

## **(4) 授業期間（15回）の確保について**

授業期間については、弾力的に取り扱って差し支えありませんが、不足する回数については、補講授業の実施や、不足するコマ数に相当する遠隔授業の実施、授業中に課すものに相当する課題研究で代替することにより、大学設置基準第21条で定める必要な学習時間を確保してください。

## **2. 学生の体調確認期間（14日間）や感染等による代替措置**

学生の体調確認期間や感染等の理由により遠隔授業等に出席できない学生は欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置、定期試験については追試験等の措置を行い、学生の単位取得に影響がでないようにする必要がありますので、担当する授業内容に合わせて計画・準備をお願いします。

## **3. 登校禁止による代替措置**

学生の登校禁止措置において学内のパソコンが使用できなくなったことにより、遠隔授業等に出席できない学生は欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置を行い、学生の単位取得に影響がでないようにしてください。

## **4. 学生への通知**

学生に対しては、別紙のとおり通知を行っておりますので、本学危機対策本部の対応等とあわせてご確認をお願いします。

# 新型コロナウイルスの感染防止に関する 授業実施ガイドライン（教職員）

生物資源産業学部長

生物資源学専攻長

長 宗 秀 明

## ■授業実施について

### 1. 遠隔授業

- ・感染防止の更なる徹底と3密（密閉・密集・密接）の回避に伴う教室不足に対応するため、「BCPレベル0」となるまでは原則遠隔授業のみとする。
- ・遠隔授業の実施にあたっては、直近に対面授業がある場合の学生の移動負担やネット環境等を考慮し、講義の録画配信（学内e-ラーニングシステム）等、担当教員が学生の事情に応じて対応する。
- ・学生が新型コロナウイルスに罹患し（疑いも含む）又は発熱等の風邪症状により遠隔授業を受講できる状況でなくなった場合は、欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講（課題提出やオンデマンド等の代替措置等）を行う。
- ・大学の登校禁止等の措置により、受信環境が整っていないために遠隔授業を受講することができなくなった学生には、欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講（課題提出やオンデマンド等の代替措置等）を行う。

### 2. 対面授業

#### 本学の事業継続計画

##### 【BCPレベル0】

- ・通常どおり実施できる。ただし、状況に応じては必要な感染対策を講じること。

##### 【BCPレベル1】

- ・十分な感染対策を講じた上で、実施することができる。

##### 【BCPレベル2】

- ・遠隔授業を推奨するが、学部長の判断により、対面授業を行うことができる。ただし、十分な感染対策を講じること。

##### 【BCPレベル3A】

- ・原則自宅での遠隔授業を受講することとする。ただし、学部長の承認を受けた授業のみ対面で行うことができる。その場合十分な感染対策を講じること。

##### 【BCPレベル3B～5】

- ・自宅での遠隔授業の受講のみとする。大学構内は立ち入り禁止のため、遠隔授業の受信環境が整っていない学生には、代替措置を講じること。

- ・教室不足に対応するため、「BCPO」となるまでは、対面授業を実施する場合は、予め別紙様式「対面授業実施申請書」を学務係へ提出し、学部長等の承認を得る。
- ・遠隔授業を予定していた授業（試験を含む）を対面授業に変更する場合は学務係へ別紙様式「対面授業実施申請書」を学務係へ提出し、学部長等の承認を得る。
- ・講義室の収容定員に対する受講生（実際に教室にいる学生数）の割合は、50%（できれば30%）以下とする。
- ・教員による飛沫の飛散による感染を防ぐため、席の最前列を空ける等、教員と学生との間隔を2メートル以上確保するとともに、授業中は適時マイクを活用し、学生が聴き取りやすいよう配慮する。
- ・授業開始前に、出席学生に以下のことを確認する。
  - ① 発熱やだるさ・味覚臭覚障害等の体調不良は無いか、講義棟入口のサーモグラフィーで発熱が感知されていないか。発熱がある場合は、キャンパスライフ健康支援センターで検温させる。発熱している場合は、授業実施ガイドラインに基づいて授業の出欠を判断する。だるさ又は味覚臭覚障害がある場合は、ただちに帰宅させる。
  - ② 飛沫防止対策（マスク等）をしていない者は原則出席を認めない。マスクがない場合は、学務係に簡易マスクをもらいに行かせる。
  - ③ 手指の洗浄、消毒を徹底させる。
  - ④ 授業中はマスクを必ず着用させる。
- ・上記①に当てはまる学生がいた場合や、学生が新型コロナウイルスに罹患し（疑いも含む）又は発熱等の風邪症状により授業を欠席した場合は、欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講（課題提出やオンデマンド等の代替措置等）を行う。
- ・講義室（実験室、実習室等を含む）では密閉空間にならないよう、気候上可能な限り常時、2方向の窓又は扉を同時に開けて換気を行う。エアコン使用時においても、常時換気扇等を機動させるとともに以下のいずれかの方法に基づいて定期的に換気を行う。
  - ① 授業時間中に最低一回、10分間、対角線上の2カ所の窓を開け換気を行う。
  - ② エアコンをつけたまま、対角線上の隅の窓を10cm程度常時開け、風を通す。
  - ③ 窓が1つしかない場合は、窓のそばに扇風機を置いて風の流れをつくる。
- ・配付物は、できるだけweb配布（予め資料をダウンロードさせたPCを持参させる）とし、配付物を介しての感染を予防する。
- ・学生を向かい合わせで会話させることを避け、会話する際は前方2m以内に人がいないよう配慮する。グループワーク等においても、学生同士の会話を避け、一方向の伝達方式を実施すること。
- ・実験・実習を伴う授業では、教員、学生ともにマスクを着用するとともに、可能であれば、ディスプレイの手袋を着用する。また教員や学生の密着を避けるよう配慮すること。

- ・実験・実習の開始前後には、必ず速乾性消毒薬の使用又は手洗い等により、手指の消毒を行う。
- ・学外実習については、感染対策のため、内容の変更を行うことが適当なものは変更し、学生の健康観察や感染防御を徹底すること。

### 3. 学生が定期試験に出席できない場合の対応

- ・学生が新型コロナウイルスに罹患し（疑いも含む）又は発熱等の風邪症状等により定期試験等を欠席する場合は、事前に学務係へ連絡することにより追試対象とすること。

### 4. 学生生活上の指導

- ・各教員から以下のことを適時、指導してください。
  - ① 屋外で人と十分な距離（2 m以上）が確保できる場合以外はマスクを着用すること。
  - ② 3密（密閉・密集・密室）が回避できないような空間に集団で集まることを避けること。
  - ③ 5人以上での飲食を伴う会合（飲み会やカラオケ、バーベキューなど）は自粛する。
  - ④ 喫煙場所での感染リスクが指摘されているので、注意すること。
  - ⑤ 授業終了後は、学内に留まらず帰宅し、自宅で事前・事後学修を行うこと。
  - ⑥ 日頃からの十分な栄養、睡眠を確保し、毎日の体温測定などの適切な健康管理を行うこと。
  - ⑦ 手指の消毒や咳エチケットの励行など、感染予防を徹底すること。
  - ⑧ 大学から発信される情報に常に注意を払い、適切に対応すること。

令和2年5月28日教務委員会決定

令和2年6月29日改訂

令和2年9月16日改訂

令和2年10月19日改訂

令和2年11月2日改訂